事前評価調書

I 事業概要		
事業名		交通安全対策事業(歩道設置)
地	区名	ー般県道 小松原二川停車場線
事	業箇所	とよはししままいわちょう 豊橋市大岩町地内
事業のあ らまし		・本路線は、JR二川駅と一般国道 42 号を結ぶ道路で、幹線道路の主要地方道豊橋湖西線、一般国道 1 号、23 号を連絡する役割を持っている。 ・主要地方道豊橋湖西線と一般国道 1 号に挟まれた当該区間は、抜け道として通行する車両が多いが、当該区間のみ幅員が狭小で歩道もなく、歩行者が危険な状況となっている。また、二川小学校の通学路になっており、学童が安全に通行することができない状態となっている。 ・そのため、本事業で歩道を設置することにより、歩行者の安全を確保するものである。
事業目標		【達成(主要)目標】 ① 歩行者の安全確保 ② 通学路の安全強化 【副次目標】 -
事	業費	事業費 内訳
		0.30 億円 ■工事費 0.05 億円、■用補費 0.05 億円、■その他 0.20 億円
事	業期間	採択予定年度 平成 29 年度 着工予定年度 平成 29 年度 完成予定年度 平成 30 年度
事	業内容	・歩道設置工 L=45m、W=2.0m
I	評価	
①事業の	1) 必要	・当該区間は、小学校の通学路としても利用されているが、歩道が設置されておらず危険な 状況となっている。・歩行者と車両を分離し安全を確保するため、歩道の設置が必要である。
の必要性	Jule	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
性	判定	【理由】 現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。
②事業の実効性	1) 事業	H29 H30
実効性	2) 地元 意形	
	判定	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。
	TILE	【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者の安全性の変化。